

不可抗力の天災または戦災

はじめに

先週月曜日(7月12日)に南相馬避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟の判決があり、翌日福島県の田村バイオマス発電所訴訟のみなさんに接した。その後、原発再稼働に向けたパブコメ意見を考える機会があった。原発事故は被害者にとっても、原発従業員にとっても、上限を規定することのできない天災や戦災としか扱えないものであることを、改めて痛感した。

1. 原発被災の救済

7月12日(月)の東京地裁における「南相馬避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟」の判決はひどいものだった。政府は、20mSv/年の被ばく量を安全と主張し、2014年12月に、その地域から避難している人びとの生活支援、住宅提供を打ち切ってしまった。それに対する住民たちの賠償請求訴訟である¹。この日の判決言い渡しでは、鎌野真敬裁判長は、「12秒間、席について主文を読み上げるだけで逃げるように退室した」と、原告たちは憤っている。

翌7月13日(火)福島地方裁判所へ日帰り出張した。目的は、田村バイオマスエナジー社が、福島県田村市大越町で建設した木質バイオマス発電所の運転差止を求める地元住民の訴訟を傍聴し、引き続いて行われる原告の市民集会に出席するためであった。この木質バイオマス発電所は3年前から計画され、今年初めに試運転を行い、現在運転初期にあるものである。問題は、福島県の森林の木材を燃料とすることによって、放射能が燃焼排ガスに乗って地域全体に拡散されることである。福島県の森林は県全体の面積の約70%を占めているが、除染が不可能なので林業が停止状態であった。そこで、林野庁や福島県庁は、木材を除染対象ではなく燃料資源ととらえて、木質バイオマス発電を推進しつつある。もちろん、放射能管理を行うとはいるが、現実の設備や運転手順を見ると、どういともな管理をしているとは信じられない。

行政当局が、自然界にばらまかれた放射能をもともと自然にあったものであるかのように、当然のものとして受け入れることを市民に押し付けていることが、被ばく者訴訟においても、木質バイオマス発電所の建設においても共通している。

2. 原発事故被害は上限を想定できない不可抗力の天災または戦災と同じに見なされている

現在、中国電力島根2号機の再稼働に向けた原子力規制委員会の審査書(案)が公開されていて、パブリックコメント募集されている²。提出期限は7月23日(金)である。私が属する原子力市民委員会では、原子力発電所の規制審査書(案)が発表されるたびに、私たちが原稿を書いて「パブコメ文例集」を公表している³。規制委員会

¹ [南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会: 20ミリ基準撤回訴訟とは? \(minamisouma.blogspot.com\)](http://minamisouma.blogspot.com)

² [島根2号機審査書 s19802120301.pdf](#)

³ 1例として女川2号機場合は、[「女川原子力発電所2号炉の設置変更許可申請書に関する審査書案についてのパブリックコメント文例」を公開しました | 原子力市民委員会 \(ccnejapan.com\)](#)

の「審査書(案)」の最後の章は「V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応」という表題のもとに、「意図的な破壊行動に対抗するために、大規模火災に対する消防設備と従業員を組織した消防隊を設ける」という対策案を電力会社が提示し、原子力規制委員会がそれを承認している⁴。この項目に対して、私は次の意見を提出した。

意図的な破壊攻撃を必ず防御すると確証することは不可能である。破壊を目的とする襲撃者は、守備側にたいして相対的優位を持つように絶えず攻撃能力を向上させるのが必然であるから、技術上の対策を固定的に規定することはできない。したがって、攻撃を受けて災害が発生した場合に被害を緩和するような手段を講じる以外に方法がない。いわば、火災は防げないが消火設備を準備するのと同然である。記載されている対処方針もそれと同種のもので具体性ももち得ない。

一般市民生活や、既存の工業設備においてはその災害規模が社会的に許容範囲に収まっていて、家屋も工場設備も火災保険や第三者損害賠償保険によって加害者と被害者間の賠償システムが確立されている。しかし、原発災害は事業者の保険上限はごく少額に限られており(2 千億円。福島事故費用は現段階で 22 兆円。つまり 1/100)、原発は単に人工的な民生用のユーティリティ供給システムでありながら、そのような不可抗力の自然災害と同様の被害受忍を一般市民に強制する権利があるのであろうか？ 社会的存立条件を満たしているとは考えられない。原子力規制業務として市民に保証できる限界を明示することも規制委員会の責務である。

その前提になっている、島根 2 号機の審査書に書かれている「テロ対策」の内容をもう少し具体的に引用する。

大規模損壊によって発電用原子炉施設が受ける被害範囲は不確定性が大きく、あらかじめシナリオを設定した対応操作は困難であると考えられることなどから、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うこととし、重大事故等対策において整備する手順等に加えて、可搬型重大事故等 対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を有する手順等を以下のとおり整備する。

- ① 発電用原子炉施設の被害状況を速やかに把握するための手順及び対応 操作の実行判断を行うための手順を整備する。
- ② 故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を整備する。また、事故対応を行うためのアクセスルート、操作場所に支障となる火災等の消火活動も想定して手順を整備する。
- ③ 大規模損壊発生時の対応手順は、中央制御室での監視及び操作が行えず発電用原子炉施設の状況把握が困難な場合や、状況把握がある程度可能な場合も想定し、以下の対応を考慮して手順を整備する。
 - a. 中央制御室の監視機能及び制御機能の喪失並びに緊急時対策所の監視機能喪失により、状況把握が困難な場合は、アクセスルートが確保され次第、外からの目視による確認を行い、優先順位に従った可搬型計測器によるパラメータの確認を順次行い、必要に応じた大規模損壊に対する緩和措置を行う。
 - b. 中央制御室又は緊急時対策所の監視機能の一部が健全である場合は、確認したパラメータを基に安全機能等の状況把握を行い、他のパラメータについては、アクセスルートが確保され次第、外からの目

⁴ 前掲審査書、pp.497-501

視による確認を行い、可搬型計測器による優先順位に従ったパラメータの確認を順次行い、必要に応じた大規模損壊に対する緩和措置を行う。

④ 重大事故等防止技術的能力基準2.1項の一から五までの活動を行うための手順書として、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制及びその影響の緩和に資するための多様性を持たせた手順を整備する。

つまり、固定的な対策設備を設けるのではなく、汎用設備を設けておき、状況に応じてフレキシブルに運用することを求めている。そして運用組織は、緊急時対策要員、運転員、自衛消防隊を組織して、日ごろから教育、訓練することを求めている。

この内容を読めば、予め原発設備と1対1対応した対策設備が設置されているのではなく、大規模な自然災害や、戦時下の空襲における消防隊のような、状況に応じてフレキシブルに働く自衛組織を要求している。それが、どの程度の効果を達成すべきかについては、特段の目標値を設定していない。

3. 原発は民生用ユーティリティ供給設備としての条件を満たしていない

上記のパブコメ意見の中に書いたように、原発は事故が発生しても自然災害や戦災のように、事業者も政府も賠償責任を負わないように、法律上にも規定されている。

戦争で、他国からの攻撃によって多くの国民が命を失うのと同じで、原発のために命を失う人があっても、それは兵役同様の犠牲として諦めてくれというのと同じ位置づけである。

1970年代には石油ショックなどがあって、原発は一つの安定したエネルギー供給手段と理解され、歓迎されたことには一定の社会的理由があったであろう。けれども、現在は再生可能エネルギーの普及があり、発電コストの比較においても原発は劣位にある。そして、原発がなければというエネルギー安全保障上の理由もなくなった。

そのような社会環境において、道義上も社会的安全のためにも存在理由が皆無になった原発を廃止しないのは、単なる社会的怠慢にすぎない。